

FAQ

復興しきん保証

【保証書表記:伴走特別県復興】

(正式名称:令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資保証制度)

～ 令和6年能登半島地震に対応した特例措置に関するFAQ～

令和6年7月1日改正

令和6年10月30日改正

令和7年4月1日改正

令和7年10月1日改正

本制度の概要図

	復興しきん保証		
使用する保証枠	SN枠	災害関係枠	
対 象 者	R7.10改正 能登6市町 (珠洲市、輪島市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町)	災害救助法適用地域に所在 (野々市市・川北町を除く石川県内)	
必 要 書 類	能登半島地震／奥能登豪雨 SN4号認定	①～③のいずれか	
		① 罹災証明等(全半壊)	② 罹災証明等 (全半壊未満) + 設備に係る 補助金交付決定
		③ 罹災証明等 + 能登半島地震／豪雨 SN4号認定	
限 度 額	1億円 これまでの伴走支援制度と通算 建物全半壊が明らかな 罹災証明書または建築士によ る証明があれば不要		
資 金 使 途	「経営の安定に必要な資金」 設備資金・運転資金 真水のみ	「事業の再建に必要な資金」 設備資金・運転資金 真水のみ	
期 間	10年以内(据置5年以内)		
利 率	当初5年間無利子(県補助交付) ＊6年目～1%の事業者負担あり		
信 用 保 証 料	事業者負担無し		
適 用	発災日に遡り適用 (1月以降の申込で真水のみ)		

建物全半壊が明らかな
罹災証明書または建築士によ
る証明があれば不要

制度比較表

		県伴走(物価高) (物価高騰対策等総合支援特別融資保証)		復興しきん保証 (令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資保証)			
対象者	珠洲市、輪島市、七尾市、能登町、 穴水町、志賀町		災害救助法適用地域内 野々市市、川北町を除く石川県内	珠洲市、輪島市、七尾市、 能登町、穴水町、志賀町	災害救助法適用地域内 野々市市、川北町を除く石川県内		
使用する保証枠	SN		一般	災害関係	SN	災害関係	
必要書類 * 経営行動計画の提出猶予可能	SN4号 認定	SN5号 認定	利益率 減少要件 確認書	罹災証明等	能登地震/豪雨 SN4号認定	罹災証明等 +	罹災証明等 +
						設備資金に係る 補助金交付決定※	能登地震/豪雨 SN4号認定
資金使途	「経営の安定に 必要な」 運転・設備		運転・設備	「事業再建のための」 運転・設備	「経営の安定に 必要な」 運転・設備	※建物全半壊が明らかな罹災証明書または建築士による証明があれば不要 「事業再建のための」運転・設備	
借換	可能 SN4号(100%保証)を使つての借換えは一部制限される場合があります。		同一災害のみ 可能	不可			
限度額	1億 国伴走や県伴走物価高など、これまでの伴走保証制度と通算						
期間	10年以内(据置5年以内)						
利率	真水のみ:1.55% 借換を含む場合:7年以下2.25% 7年超2.35%(変動)				5年間事業者負担なし(県補助交付) * 6年目から1.0%の事業者負担あり		
信用保証料	一律0.2%	0.2～1.15%	一律0.2%	事業者負担無し(国・県補助交付)			

制度概要(基本編QA)

Q1. 既存の県伴走（物価高）との違いは？

県伴走復興では「保証料負担なし」に加えて、「5年間無利子」（県補助交付）という点が最大の特徴です。ただし、本制度は真水資金のみが対象となります。

また利用できるSN4号は令和6年能登半島地震または令和6年奥能登豪雨（低気圧と前線による大雨に伴う災害）に係るものに限りま

R6.10.17付改正により追加

Q2. 県伴走（復興）最大で5年無利子適用を受ける条件は何ですか？

以下①～⑤のいずれかに該当することが必要です。

- ①SN4号（能登地震／豪雨）の取得（**珠洲市、輪島市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町に事業所を有する事業者に限る**）
- ②罹災証明書等（全半壊が明らかなもの）
- ③全半壊が明らかでない罹災証明書等と設備に係る「補助金交付決定通知」
- ④全半壊が明らかでない罹災証明書等と建築士による全半壊証明書（様式あり）
- ⑤全半壊が明らかでない罹災証明書等とSN4号（能登地震／豪雨）

Q3. 県伴走（復興）の経営行動計画書の猶予とは？

災害救助法の適用を受けた地域の事業者において、経営行動計画中の【事業者名】【情報提供の同意】【確認状況記載欄】以外の項目については、可能な範囲の記載だけで取扱い可能です。

なお、保証申込時に、申込金融機関は全ての項目を記載した経営行動計画書を後日提出する旨を記載した書面（様式問わず）を差し入れることが必要です。

制度概要

Q4. 本制度で利用可能な保証枠を教えてください。

SN4号（能登地震または奥能登豪雨に係る認定に限る）を利用したSN枠および災害関係枠のご利用が可能です。一般保証枠でのご利用はできません。

Q5. 災害関係枠とは何ですか？

一般枠、SN枠とは別枠の今回適用された特別枠です。
利用に際しては、事業用資産に係る罹災証明書またはそれに準ずる証明書が必要になります。

Q6. 本制度の保証限度額はいくらですか？

既存の伴走制度と通算して1億円となります。

Q7. 本制度の対象地域はどこですか？

- ・ SN枠は**珠洲市、輪島市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町に事業所を有する事業者**
- ・ 災害関係枠は野々市市・川北町を除く県内17市町に事業所を有する事業者が対象です。

※R7年10月時点

資金使途

Q1. 本制度の資金使途は？

利用する保証枠によって異なります。

＜①SN枠を利用（能登地震／豪雨4号）＞

事業再建資金に限らず、経営の安定に資する資金が対象となります。

＜②災害関係枠を利用＞

事業再建資金に限ります。具体例は以下のとおりです

（１）運転資金

I. 災害により失った商品購入資金

II. 仮店舗開設資金

III. 店舗・倉庫等の倒壊による商品移動運搬費や建物の移転のための費用

IV. 倒壊店舗・倉庫等の撤去費用

V. 諸経費支払い資金として用意していた資金を事業再建のために使用したために枯渇した場合における補填資金

（２）設備資金

I. 店舗・工場等の修繕・再建資金（他地域への移築も可）

II. 設備・機械等の修理・買い替え資金

Q2. 一般保証と災害関係保証を同一資金使途で同時申込できますか？

資金使途がすべて「事業再建資金」と判断される場合には、一般保証と災害関係保証を同時申込できます。

※原則として、一般の事業資金と事業再建資金が混在している場合は、一般の事業資金として取り扱うこととなり、災害関係保証は利用できません。

罹災証明書について

Q1. 罹災証明書とはどのような書類ですか？

原則として、被災した建物や設備等に対して、その所在地を所管する自治体が認定調査を行い、被害の程度を認定する証明書です。

※本制度では、原則として、事業用資産に係る事業者名で取得した罹災証明書が必要となります。

Q2. 事業用として賃借している物件が被災したのですが、対象になりますか？

賃借物件で被災されても、原則として、事業用資産に係る事業者名で取得した罹災証明書等であれば対象になります。

罹災証明書について

Q3. 罹災証明書「等」とは他に何が認められますか？

申込人（事業所）が罹災証明書、またはそれに準ずる証明書を発行していない自治体地域に所在する場合は、「被災届出証明書」でも取扱い可能です。

ただし、これらの証明書を添付するときは、金融機関のご担当者様が被災の事実を確認した写真等の添付が必要となります。また、同証明書で事業用の物件であることが判別できない場合も写真等の添付が必要となります。

Q4. 罹災証明書の取得に時間がかかります。取得を見込んで災害関係枠を使えますか？

事後の提出でも構いません。

ただし、被災地域に事業所を有することの確認は必要です。

（結果として罹災証明書が提出されなかったとしても、罹災証明書が発行されなかったことについて、特段の疑義なく合理的な説明があれば、罹災証明書の提出を必須としません。）

利子補給の遡及適用について

Q1. 県伴走（復興）の遡及適用とは何が対象ですか？

県伴走（復興）の要件資料を具備すれば、R6年1月1日から2月27日までに保証申込みした「県伴走（物価高）」保証について、真水分についてののみ5年間無利子の遡及適用ができます。制度変更ではないことに注意が必要です。

※遡及適用の際は、保証協会に「県伴走物価高5年無利子適用願書」（新様式）と「要件資料」の写しを提出してください。

※既保証の資金使途に借換が含まれる場合、真水相当分を県伴走（復興）で借換することが必要になります（特例措置）。この場合、県伴走（復興）の実行時から5年間無利子となります。

Q2. 制度施行までプロパーにてつなぎ資金を対応した場合、プロパーつなぎ分も遡って利息無しとすることは可能ですか？

できません。遡及対象外となります。